

レーシングコース&ショートサーキット
スポーツ走行規定の変更について

2011年7月 改定

項 目	改 定 前	改 定 後	改 定 内 容
② NS-4 枠について (2010 テキスト 33 ページ)	陸運局のナンバープレートが取り付けられた車両(陸運局発行の封印付のもの)	陸運局のナンバープレートや仮ナンバー装着車両。又は車検切れ等によりナンバーがない車両が対象 注意:レース参加車両(ナンバー付レース車両は除く)の走行はご遠慮下さい。	改定前は、陸運局のナンバーがない場合は走行を不可としていましたが、改定により陸運局のナンバーの有無を問わずに走行が可能に変更致しました。
a. オープンカーの幌について (2010 テキスト 33 ページ)	オープンカー、Tバールーフ車について、4 点式以上のロールバーの取り付けが義務つけられ、幌、又はハードトップを閉めて走行すること(車種に関してはお問い合わせ下さい)。また、4 点式以上のシートベルトの取り付けを推奨する。	オープンカー、Tバールーフ車について、4 点式以上のロールバーの取り付けが義務つけられ、幌、又はハードトップを閉めて走行することを <u>推奨</u> する(車種に関してはお問い合わせ下さい)。また、4 点式以上のシートベルトの取り付けを <u>強く</u> 推奨する。	改定前は、幌、又はハードトップを閉めて走行することと致しましたが、改定後は、幌、又はハードトップを閉め走行することを推奨に変更。また、4 点式以上のシートベルトの装着は強く推奨に変更と致しました。
軽自動車のスポーツ走行について ※ ショートサーキットのみ (2010 テキスト 33 ページ)	(軽自動車についてはレーシングコースと同様の規定) 軽自動車(排気量660cc 未満)については、S-4規格(4点式以上のロールバー、4点式以上のシートベルト、車両の前後に牽引フック取り付け義務)を満たすことで走行可能	軽自動車(排気量660cc 未満)については、軽トラック、ワンボックス、SUVや全高1,500mmを超えるサーキット走行に適さない車両を除き走行可能(車種に関しては、お問い合わせ下さい)	改定前は、レーシングコース同様に、軽自動車の場合、4 点式以上のロールバーと4 点式以上のシートベルト、牽引フックを義務付けとしていましたが、改定後は軽自動車は4 点式以上のロールバー装着を推奨に変更。但し、車高の高い車両はコーナーで横転の危険性がある為、全高を 1500mm以下と致しました。